

(7) 種類株式について

公認会計士 長谷川佐喜男

株式会社は、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使することができる事項等について、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができます。

これらを「種類株式」といいますが、事業承継に活用できる種類株式について見ていきたいと思います。

(1) 議決権制限株式

議決権制限株式とは、剰余金の配当を受ける権利や残余財産の分配請求権などの財産権等はありませんが、株主総会での議決権が制限されている株式のことをいいます。

議決権の制限については、株主総会のすべての事項について議決権を有しない株式とすることも、取締役の選任や解任などの特定の事項についてのみ制限することもできます。

議決権制限株式については、発行済株式総数の2分の1までしか発行できませんでしたが、会社法において、非公開会社については発行限度が撤廃されましたので、2分の1を超えて発行することも可能となりました。

相続発生前に議決権制限株式を発行しておき、事業承継者には普通株式を、それ以外の相続人には議決権制限株式を相続させることにより、経営権を事業承継者に集中させることができ、かつ、遺留分にも抵触しない遺産分割が可能となります。

(2) 拒否権付株式

拒否権付株式とは、特定の事項について、株主総会の決議のほかに、特定の種類の株主のみで構成される種類株主総会の決議を要する株式のことをいいます。

株主総会においてほかの株主によって決議された事項についても、その種類株主の決議がなければ、効力が生じないことから、拒否権を有するという意味で拒否権付株式と呼ばれています。

例えば、現経営者の相続発生前に、取締役の選任について、種類株主総会の決議を必要とする内容の種類株式を発行し、事業承継者にその拒否権付株式を取得させれば、事業承継者以外の相続人や友好的でない株主が過半数の議決権を取得しても、その株主たちは自由に取締役を選任することができなくなります。

このような強い権限をもつことから、拒否権付株式は、黄金株とも呼ばれています。

また、すでに事業承継者に経営権は委譲したものの、取締役の選任、株式・社債の発行や合併等について、旧経営者が将来にわたり睨みを利かせたい場合などにも、この拒否権付株式を活用することができます。